

株主との建設的な対話に関する方針

- (1) 株主との対話全般については、コーポレート戦略本部を担当する取締役がこれを統括する。
- (2) 株主との対話を補助する担当部門はIR広報部とし、必要に応じて、関係各部門と連携をはかる。
- (3) 個別の対話を行う機会を設けるだけでなく、IR決算説明会の開催等を通じてさらなる対話の充実をはかる。
- (4) 株主からの意見・懸念等については、取締役社長に報告し、必要に応じて取締役会にて報告・審議を行い、関係部門と連携のうえ適切な方策を行うよう努める。
- (5) 経営の重要な情報については、株式会社東京証券取引所の「TDnet」を通じて公開された時点でインサイダー取引規制上の公表措置が完了するものとする。
- (6) 株主との対話に際しての重要事実の管理として、社内においては「インサイダー取引規制および内部情報の管理に関する規則」の周知・徹底をはかるとともに、決算期末（四半期決算を含む）の翌日から決算発表までを沈黙期間として明示し、株主の理解を求める。

以 上